

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準に関する件

当財団の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準に関する件について以下のとおり報告いたします。

記

1. 評議員について

定款第15条において「評議員は、無報酬とする。」と規定されている。

2. 理事及び監事について

定款第28条に「理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」旨の記載であるが、当面役員は無報酬とする。

以 上